

令和5年度

第3回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年6月20日開会

観音寺市農業委員会

## 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年6月20日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 非農地証明願について <農業委員会許可>

議案第4号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	片桐 崇之
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

## 6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

**事務局長** ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第3回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしく願いいたします。

**議長(会長)** ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは3番 高橋 章 委員、並びに17番 田中 光雅 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

**農地係長** 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年6月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は14件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請は、現在の利用状況と土地所有状況が不一致であったため、現状にあわせるものです。

申請地は、過去に測量し土地の形状の修正登記は行っていたものの、申請地部分を所有者変更ができておりませんでした。そこで譲渡人と譲受人で相談し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

2番の申請地は譲受人の居住地に隣接しており、譲受人が今後管理していくことを希望しておりました。一方で譲渡人としては、申請地を管理することは難しいと考えていたため、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

3番の譲渡人と譲受人は親戚で、渡人は県外在住のため農地の処分を希望。隣接地を所有する受人に無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番と5番の申請地はどちらも残存小作地であり、どちらも譲受人の所有地と一体で一つの農地となる形状をしておりました。そこで、譲受人がそれぞれの譲渡人と相談したところ、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6番の申請地も残存小作地で、譲受人の居住地に隣接していたため、譲受人としては今後も自身が管理することを希望しておりました。そこで、譲渡人と相談したところ有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

7番の申請地では譲受人が白芋を作っており、今後も営農することを希望していたことから譲渡人と相談。譲渡人としては、今後営農する予定がなかったことから、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。現地は伊吹であり、事務局から伊吹支所へ依頼し、現地は営農されていることを確認しています。

8番の申請地は譲渡人の居宅の隣接地でしたが、営農ができない状況であったため農地の管理に苦慮し、所有権移転先を探しておりました。

一方で譲受人は就農を希望しており、小規模の農地地を探していたところ申請地の話を聞き、有

償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

9番の譲渡人は、高齢かつ県外在住であることから唯一の所有農地である申請地の処分を希望し、親類であり申請地の隣接地に居住している譲受人に打診し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人はこれまでも申請地の管理をしてきたことから、本件後も申請地の管理を行う方針です。

10番の申請地は残存小作地で、これまでも譲受人が営農しておりました。

今般、譲渡人側に相続が発生したことを機に、今後の農地等について検討しておりました。譲受人としても、今後も営農意向であったため、相談の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

11番の譲渡人は、高齢により農地の管理に苦慮しており、譲受人に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

12番の申請地は、これまでも譲受人と貸借しておりました。

譲渡人の所有地の中で申請地が少し離れたところに所在していたことから、譲受人と相談し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

13番の譲渡人は、労働力不足により今後の営農について検討しておりました。

そこで、申請地付近に居住している譲受人と相談し有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

14番の譲渡人は、高齢により経営規模の縮小を考え、近隣に住む担い手である譲受人に農地を譲渡することを打診しておりました。譲受人は認定農業者であり、相談の結果、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 2番、3番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

**大西委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 4番、5番について、豊田 敏計 委員 欠席のため私から説明します。

別に問題ありません。

6番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

**篠原委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 8番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

**石川委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 9番、10番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

**久保委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 11番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。

**石川委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 12番から14番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

**田中委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案

書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年6月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は12件です。

1番の申請者は株式会社 加藤自動車相談所 代表取締役 加藤 健司様で、徳島県板野郡北島町に主たる事務所を置き昭和50年設立、資本金3000万円で、自動車の整備事業を営む法人です。

転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町二丁目甲131番1で観音寺市役所から東約300mに位置し、市道乙丸平田線に接する都市計画用途地域第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田2921㎡です。

利用計画ですが、共同住宅3棟2階建905.56㎡、自転車置場3棟平屋建32.82㎡、ボンベ庫1棟平屋建5.20㎡の合計943.58㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、経営の一部として、共同住宅の経営を考え、観音寺市の中心街で適地を探していました。譲渡人も高齢となり、農地の管理に苦慮しており、譲受人を探していたことから話がまとまり、農地転用に至りました。

地元土地改良区や水利組合、隣接農地所有者の同意も得ております。このことから周辺農地の営農条件に支障を生じる影響も少ないと考えられます。申請地は市道沿いで、市役所やスーパー、銀行なども近隣にあり、立地条件もよく、事業計画も妥当であると考えられます。以上の理由により、立地基準及び一般基準も満たしていると考えられますので、許可相当であると判断するものです。

2番の申請者は株式会社日進堂 代表取締役 喜久山知哉様で、高松市伏石町に主たる事務所を置き、昭和43年設立、資本金2000万円で、不動産事業を営む法人です。転用目的は宅地分譲で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町五丁目甲1372番1外2筆で中部中学校から北に約200mに位置し、市道加儀田7号線に接する都市計画用途地域第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田2386㎡です。

利用計画ですが、宅地分譲12区画と道路などで、平均区画面積173.56㎡です。

申請地は、西側を市道加儀田2号線、東側を市道坂本5号線に接しており、近隣には中部中学校やスーパーがあり立地に優れた地域です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、県内で不動産業を営んでおりますが、近隣において引き続き住宅購入の問い合わせが来ていることから、こうした住宅需要に対応するため、当該地域での住宅用地を探していたとのことでした。

一方、譲渡人は、高齢であり、農業を今後行う予定もないことから土地の売却を以前より強く希望されておられました。そうした土地所有者との間で話がまとまり、宅地分譲を目的とする転用申請に及んだものです。

地元土地改良区や水利組合らの同意も得ております。このことから周辺農地の営農条件に支障を生じる影響も少ないと考えられます。また、本申請地は、中学校といった教育施設にも比較的近い上に、商業施設も充実しており、生活をする上で立地条件がよいことから販売が十分に見込まれ、事業計画も妥当であると考えられます。以上の理由により、立地基準及び一般基準も満たしていると考えられますので、許可相当であると判断するものです。

3番の申請者は林 凌太様です。

転用目的は一般住宅で、祖母所有の農地に使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、植田町字大砂子1559番7で常磐小学校から南西約200mに位置し、市道駅通り池之尻線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田313㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建114.27㎡で土地利用率は36.51%です。

転用に至った理由ですが、申請者の実家で同居していましたが、近々婚姻予定であり、実家近隣で住居を建築し、農業の手伝いをしようと考え転用申請に至りました。

4番の申請者は株式会社M I K Iホールディングス 代表取締役 三木 康弘様で、徳島県徳島市昭和町八丁目に主たる事務所を置き平成30年設立、資本金100万円で、不動産の管理、賃貸等事業を営む法人です。

転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1216番1外1筆で、中部中学校から南約400mに位置し、県道栗井観音寺線に接する都市計画用途地域第一種低層住居専用地域第3種農地であり、転用面積は登記地目が原野、現況地目が田1034㎡です。

利用計画ですが、共同住宅2棟2階建354.45㎡、駐輪場13.08㎡、ボンベ庫1.80㎡で合計369.33㎡です。

転用に至った理由ですが、経営規模拡大のため、観音寺市で土地を探していたところ、高齢のため農地の管理に苦慮していた申請地が候補地となりました。申請地は中学校やスーパーに近く生活面でよい環境のため入居が見込めると判断し、転用申請に至りました。

5番の申請者は島崎 直美様です。

転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1216番2で中部中学校から南約400mに位置し、市道植田下出線に接する都市計画用途地域第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が原野、現況地目が田477㎡です。

利用計画ですが、共同住宅1棟2階建137.58㎡、駐輪場1棟7.08㎡、ボンベ庫1棟1.20㎡、合計で145.86㎡です。

アパート経営を行う上で観音寺で土地を探していたところ、高齢のため農地の管理に苦慮していた申請地が候補地となりました。申請地は中学校やスーパーに近く生活面でよい環境のため入居が見込めると判断し、転用申請に至りました。

6番の申請者は株式会社 喜井組 代表取締役 矢野 正樹様で、観音寺市柞田町に主たる事務所を置き平成7年設立、資本金1000万円で、土木工事一般を営む法人です。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字千足37番1で西部養護学校から南東約200mに位置し、市道栗井駅南線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田747㎡です。併せ地は雑種地772㎡、合計で1519㎡です。

転用に至った理由ですが、令和3年に併せ地を転用し、駐車場として利用していましたが、事業拡大により、社用車のダンプ等と個人所有者が混在しており、駐車場の拡張を考えていました。そうしたところ、高齢で農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

7番の申請者は高井 克浩様です。

転用目的は資材置場・駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、原町字大通寺241番4外3筆で豊田小学校から北約200mに位置し、市道栗屋堂之岡線に併せ地が接する都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は地目が畑1300㎡です。併せ地は宅地5419.86㎡、合計で6719.86㎡です。

転用申請に至った理由ですが、業務効率を向上させるため、原材料を仕入れるための資材置き場と駐車場用地を探していたところ、高齢のため農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

8番の申請者は次田 龍馬 外1名様です。

転用目的は住宅で、父所有の農地に使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、古川町字香門 94 番 2 外 11 筆で一ノ谷小学校から東約 50m に位置し、市道一ノ谷小学校線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 353 m<sup>2</sup>です。

利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建 86.95 m<sup>2</sup> で土地利用率は 24.63% です。

転用に至った理由ですが、現在は、借家にて妻と子どもの 3 人と居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭な状態になってきたため、実家に近い父の所有地に住宅の新築を計画するものです。

9 番の申請者は刈谷 奈海様です。

転用目的は住宅、車庫で、父所有の農地を、無償で所有権移転しようとするものです。

申請場所は、古川町字山ノ前 963 番 1 で一ノ谷小学校から南西約 400m に位置し、市道流岡中田井線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 476 m<sup>2</sup>です。

利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建 101.02 m<sup>2</sup>、カーポート 1 棟平屋建 24.41 m<sup>2</sup>、合計で 125.43 m<sup>2</sup> で土地利用率は 26.35% です。

転用計画に至った理由ですが、現在は実家暮らしをしていますが、近々実家に姉家族が引っ越ししてくるため、新たな住居が必要となり、本計画に至ったものです。

10 番の申請者は大井 知見様です。転用目的は住宅で、賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字嘉万坊 2217 番 1 で大野原中学校から南東約 1500m に位置し、市道下中赤岡線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 417 m<sup>2</sup>です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 101.85 m<sup>2</sup> で土地利用率は 24.42% です。

転用に至った理由は実家に帰ってくる必要があり、母所有の農地で住宅の建築を検討した結果、実家にも近く、母の面倒も見やすい申請地を選び、転用申請に至りました。

11 番の申請者は高畑 杏奈 外 1 名様です。

転用目的は住宅で、父所有の農地に使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字大井手 4848 番 3 で大野原小学校から西約 1700m に位置し、市道大井手線に接する都市計画区域外で第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 399 m<sup>2</sup>です。

利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建 139.12 m<sup>2</sup> で土地利用率は 34.87% です。

現在アパートすんでおり、将来的な子育てのことを考え、妻の両親と同じ自治会に住みたいと考え、申請地を選定し転用申請に至りました。

12 番の申請者は刈崎恵一様です。

転用目的は資材置場、駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字三軒屋 535 番 1 外 1 筆で豊浜小学校から北東約 600m に位置し、市道三軒屋線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 787 m<sup>2</sup>です。

資材置き場が不足しており、土地を探していたところ、近隣で高齢のため農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番、2 番について、私 から補足説明します。

**大西委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 3 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 4 番、5 番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

**富田委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 6 番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

**大西委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 7 番について、豊田 敏計 委員 欠席のため私から説明します。

別に問題ありません。

8番、9番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 10番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 11番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 12番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第3号について説明させていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。

議案第3号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和5年6月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。

1番の申請は、観音寺市室本字山口で高室小学校から北西に約1200mに位置し、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積が合計で188㎡です。

過去の航空写真を確認したところ農地法施行前から宅地として利用していることが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番の申請は、観音寺市柞田町字中出で中部中学校から南に約800mに位置し、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積が142㎡です。

隣接する農業用ハウスの作業場として利用しており、非農地の認定基準の「耕作の事業を行う者が、その200㎡未満の農地自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（作業場）の用に供する場合」に該当するものです。

3番の申請は、観音寺市伊吹町字多中ノ元で伊吹小・中学校から北西に約180mに位置し、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積が合計で783㎡です。

過去の航空写真を確認したところ農地法施行前から宅地として利用していることが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

4番の申請は、観音寺市伊吹町字前目で股島の中央に位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が66㎡です。

過去の航空写真を確認したところ少なくとも昭和50年頃には山林化していることが確認できることから、非農地の認定基準の「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案3号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。

次に、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

**事務局次長（農政管理係長）**

失礼します。

議案第4号について説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。

**議案第4号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について**

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、原案のとおり決定します。

令和5年6月20日 農業委員会 会長からの提出です。次に14ページをご覧ください。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。これは、6月5日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和5年6月30日公告（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m <sup>2</sup>
高室地区	0	m <sup>2</sup>
常磐地区	1,272	m <sup>2</sup>
柞田地区	0	m <sup>2</sup>
木之郷地区	0	m <sup>2</sup>
豊田地区	1,534	m <sup>2</sup>
粟井地区	9,747	m <sup>2</sup>
一ノ谷地区	10,469	m <sup>2</sup>
大野原地区	23,625	m <sup>2</sup>
豊浜地区	1,252	m <sup>2</sup>

合計、田57筆、畑0筆、合計面積47,899 m<sup>2</sup>において賃借権などの設定が提出されました。

（継続：40筆、新規17筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、15ページから29ページに記載しております。

今月は29件の申出があり、賃貸借が20筆、使用貸借が37筆ありました。内容に問題などは見当たりませんでした。

それでは、次に議案書の30ページをご覧ください。

農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。令和5年6月30日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものになります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m <sup>2</sup>
高室地区	0	m <sup>2</sup>
常磐地区	2,899	m <sup>2</sup>
柞田地区	8,530	m <sup>2</sup>
木之郷地区	3,066	m <sup>2</sup>
豊田地区	2,373	m <sup>2</sup>
粟井地区	16,415	m <sup>2</sup>
一ノ谷地区		m <sup>2</sup>
大野原地区	32,204	m <sup>2</sup>

豊浜地区	4,297	m <sup>2</sup>
------	-------	----------------

合計、田 66 筆、畑 3 筆、合計面積 69,784 m<sup>2</sup>の賃借権などの設定が提出されました。

(継続：7 筆、新規 62 筆)

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、31 ページから 43 ページに記載しており、

今月は 26 件の申出があり、賃貸借が 37 筆、使用貸借が 32 筆ありました。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 4 年 7 月 1 日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 4 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第 4 号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第 4 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 5 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**事務局次長（農政管理係長）**

失礼します。

議案第 5 号について説明いたします。議案書の 44 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画（案）」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 6 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定までは従前通りであり、機構の行う賃借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画（案）を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

議案書の 45 ページをご覧ください。

今回は、農地利用権の移転に伴う案件 1 件です。

当初に利用権を保有していた借受人が、耕作の減少により機構専門員へ相談し、新たな借受人として経営規模拡大のため、権利移転が成立したものになります。期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日で更新されております。

今後の手続きについては、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、7 月 1 日からとなります。

議案第 5 号の説明については、以上です。ご審議 よろしく お願ひいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第 5 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

**議長（会長）** 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願ひいたします。

[連絡事項]

**副会長** それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 3 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 2 時 30 分閉会>